



美味しいお酒の法と政策

～「新世界」からみるワインのグローバル化～

第14回、ワインをめぐる関税の問題 ～日本とチリ、豪州、EUのEPA～

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

FTA (Free Trade Agreement), EPA (Economic Partnership Agreement), TPP11 (Trans-Pacific Partnership からアメリカが離脱した後の11か国の協定) という言葉を新聞紙上でよく目にするが、これらは幅広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定のことである。

ところで、財務省の貿易統計によると、2017年度のワイン輸入量(数量別)は、第1位がチリで第2位がフランス、第3位がイタリアである。チリが2015年から第1位となった背景には、EPA協定が関係している。日本とチリとの2国間のEPAは、2007年9月3日に発効されており、この協定の発効後、下図にあるとおり、チリ産ワインはこの10年で輸入量が5倍に増加した。関税は段階的に引き下げられてきたが、13年目を迎えた2019年4月1日からは完全撤廃となり、さらに消費者には朗報となった。

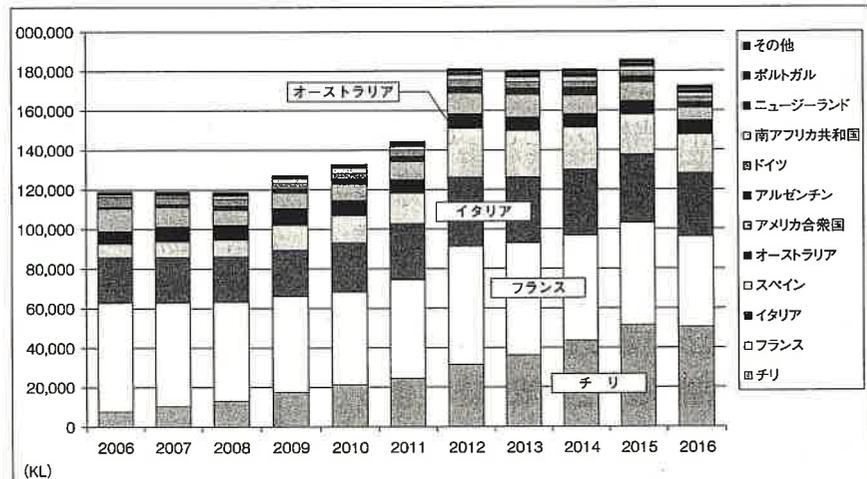
日本とEUとのEPAが、2019年2月1日に発効された。これにより、EUからの輸入ワインについては、関税が即時撤廃となり、従来、輸入原価(CIF価格)の15%か1ℓあたり125円の関税が課せられていたものがゼロとなった。EUからのワインの輸入量の増加が見込まれることであろう。ただし、関税の影響は低価格ワインについて大きいものがあるが、フランス産の高級ワインの関税が撤廃されても、

それが直ちに急激な増加につながるかどうかは不透明である。

環太平洋でいうと、日豪EPAも2015年1月15日から発効されており、ワインの関税率も段階的に引き下げられている。スティルワインでいうと、2019年4月1日から関税率は5.6%から3.8%へ、2020年4月1日からは1.9%へ、2021年4月1日からは無税となる。2017年の豪州からのワイン輸入量の順位は、アメリカにつき第6位であるが、この関税撤廃は破格の競争力となり、豪州の躍進も期待される。なお、ニュージーランドは、TPP11の参加国であり、ワインの関税撤廃は2018年の協定発効後8年目の予定である。

ワインの新世界という観点から日本との関税問題をながめると、輸入量第8位のアルゼンチンと第9位の南アフリカについては、EPA等の経済連携協定が存せず、これらの国についてだけ関税を残す意味を再考しなければならない時がくるであろう。

スティルワインの国別輸入数量推移



【出典】 Mercien ワイン参考資料 (一部筆者加筆)

https://www.kirin.co.jp/company/data/marketdata/pdf/market_wine_2017.pdf